(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書 滋賀県環境影響評価審査会(第2回(5月17日(金))意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見(第2回(5月17日(金)))	事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
1	動物・植物	植生調査の際に鹿の食害状況等についても記録するとされているが、対象地だけでなくその周辺でも同様の調を行うことにより対象地域への影響を予測評価がなると前回の意見でも述べさせていただいた。2014年時点では余呉の周辺では山門湿原付近が底のの間辺でもはでは山門湿のかの地点を設定が高く、ここから対象地の余呉へ幾つの地点を設定が高く、ここから対象地の余呉へ緩できると思うが高くといると思うが、どの程度広がはならないといるというないまりにどのような対策をと考えられる。以外を、より客観的に評価できると考えられる。以外を、よりを観的に評価で調査を行うのか示して欲しい。	のは、鹿の食害が広がっていく状況を山に位置する事業対象区域からさらに広げて、山麓のエリアを含めて調査すると食害の影響予測がしやすくなるという意図で受け取った。	ご教示頂きました文献「関西4府県を対象としたニホンジカの影響による落葉広葉樹林の衰退状況の推定」(藤木ら、2014)の内容について確認致しました。植生調査時の植生調査地点にて食害状況等について合わせて記録することを考えておりましたが、植生調査地点に加区区域周辺でシカの食害状況の植生を記録することを目的とした調査地点を設定致します。また、上記文献の既往地点の中から、対象事業実施区域に近い距離の地点(山門湿原付近から対象事業実施区域にがけての幾つの地点))を設定し、本事業の調査結果と広がりを選定し、シカの食害状況の広がりを選定し、シカの食害状況の広がりを選定し、シカの食害できると考えております。
2	水質	く」と書かれているが、影響が本当にないかを言い切れておらず、一向に説得性がないと思われる。 現地は急な斜面であり、道路の法面も崩れている。ダンプの通行・搬入作業で急斜面を通行することにより濁水	る。特に、私たちが計画しているエリアの近くのスキー場の濁水問題、現状でも問題があり、関係者と相談しながら現状でどのような場所で影響が出ているのかは把握していくようにする。エ事中のダンプの通行により濁水発生することに関しては、どのくらいの台数が発生するかなどはこれからさらに調査しないと判断でき	準備書では、工事関係車両による降下ばいじんの予測を実施しますが、評価の基準としては、方法書286ページに記載していますように、10t/(km2・月)以下といたします。この参考値を換算すると、0.33g/(m2・日)以下となり、河川が濁るほどの粉じん量とはならないと考えられますが、ご指摘を踏まえ工事中は当該地点の状況を確認し、粉じんの堆積が生じ、それが河川に流出する危険がある等、工事関係車両に起因する水の濁りが生じうる場合には事業の現状の計画としていたし退車ヤードの造成に関して切土と盛土をバランスさせられる、残土の発生は想定しておりません。
3	水質	調査が困難な場所で調査が必要としていない。搬入車両が通る場合のアクセス道路の状態が、雨が降った後に道路わきから河川に直接濁水が流れ込むことは十分に考えられる。調査をする際にその観点からも調査確認できることになる。沈砂池を設置するから影響がないということだけではなく、いろんな面から調査する配慮は必要である。		現況流域や地形を考慮して、横断排水溝を設け、道路排水を分散するとともに、横断排水溝の流末にはふとん篭を設置し、水量を分散し地下浸透いたします。このような対策をしていくことで道路工事区間からの影響は通常回避できる(一般に常時流水から100m以上離れれば濁水が常時流水に届かず、地下浸透していく)と考えておりますが、詳細な事業計画が固まっていく中で、常時流水に近い位置での改変が想定される場合は予測評価を実施いたします。

番号	項目	審査会意見(第2回(5月17日(金)))	事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
4			の進め方、滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針を参考にさせていただいている。その中の滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針の一番最後の生活スタイルのところで巣立ち後の幼鳥の行動範囲が8月、9月あたりから1月くらいのところまで範囲として書かれていたので、この資料では1月までとして区切っている。	ご指摘の通り、表の見方を間違っていました。大変申し訳ございません。 「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にも、次のように示されていることから、巣立ち翌年の2月までの出現範囲を幼鳥の行動範囲の把握期間であるという認識に改めます。 猛禽類調査期間のイメージを示した別紙も修正致しました。 (抜粋) 幼鳥が独立する時期については相当の個体差があるものの、ここで教鳥の行動範囲、巣の周囲にとどまって親鳥から養育を受けたり、採食行動の技術を習得をしたりすることの多い巣立ち翌年の2月(クマタカ生態研究グループ 2000)までの出現範囲とする。
5	動物(鳥類)	要約書の62頁に希少猛禽調査の位置として1番から17番まであるが、これはクマタカシフトでありイヌワシについての調査にはならない。調査は年間に渡って調査をませればならず、繁殖期11月くらいから翌年5月にである。ここは豪雪地帯である。ここは豪雪地帯である。ここは豪雪地帯である。までは調査が可能なのか。調査ができる場合、データが不十分な場合に正確な評価ができるが、結果でごまかされるのはおかしい。方法書では調査が確実にでき、的確な影響評価ができる保証がないと方法書としては認められない。更に、実際の視野範囲が示されていない。	か?については、11月から先行調査に入らさせていただいている。調査要員はこの地域に精通した熟練者に入っていただいて、いま調査が現状できている状態ですので私たちとしては十分できると考えている。 視野図については作成しているが手元にも持ち合わせておらず、今お見せすることはできない状態である。	平成30年11月から先行して猛禽類調査を実施しており、 冬季についてはスノーモービルも用いて尾根上の定点も 使用し、冬季の調査も実施できております。 対象事業実施区域及びその周囲におけるイヌワシ、クマ タカも含めた猛禽類を確認できるような調査地点の設定 としています。 猛禽類調査地点の視野図は別紙(委員の皆様のみの非公 開資料)のとおりであり、視野が開けた尾根上の定点を 押さえた上で、区域周囲に設定した定点を配置し、 対象事業実施区域及びその周囲全域の視野を確保できる 調査地点を設定していいます。 また、視野がとりにくい・ 施することで補強しています。

番号	項目	審査会意見(第2回(5月17日(金)))	事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
6	動物(鳥類)	実際によった。 実際によった。 実際が、から見解としていいです。 ま業者の見解としい問題がで行ったといいであるでダらのよりであれて、 はいいであるがであれて、 はいいであるがであれて、 はいいであれて、 はいがであれて、 はいがであれて、 はいがであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 はいであれて、 のいのののであれて、 のいのですで、 のいのでで、 のいで、 のいで、 のいでで、 のいでで、 のいで、 の	非常に重要で気になることでありましたので、 県であったり丹生ダムであったり、希少和の資料を確認させていただけたがはなが、 まりかでするでは依頼しましたがが、 でもらうことでなかなかは表示させながでいた。 種の情報という事情があり、このがははないまではなかない。 今後どのような方法でするがはなるしないであった。 は有意義なまで公開できるかも含めて調べてい。 というなが、 は有意義なまで公開できるかも含めてい。	当該地域周の大学では、
7	動物(鳥類)	質問21番の調査地点について、事業者見解で「調査結果に応じて、調査地点を追加する」とはどういう意味が可意味が可能であるのに出現ではない地点を達成出現した場合にその場所を主がが出現した場合には対象と思われるというであると思われるとは一名を十分に把握するのは困難であると思われるして、の地域の希少猛禽類の調査体制についと指摘し知らる。方法書であるので、調査方法が配慮まればを立って、調査方法が配慮はれば整点の事であるので、得られるに対すならなて、調査方法が配慮はればをしたいる。方法書でデータを得られる体制を一貫に対すならなで、おり出現した地点を重点的に調査するよう追加する体制を一貫が必要である。		説明が不十分でしたが、クマタカがいないから調査地点を移動するということではなく、例えば、クマタカの飛翔が多くみられるエリアについてはそのエリアを視認できる地点を検討して追加するという意味であり、方法書に掲載している調査地点が使えないという意味ではありません。また、どうしても視野が確保できないエリアについては移動観察を実施することとしております。対象事業実施区域及びその周囲が調査できる体制を一貫して整えて、必要により出現した地点を重点的に調査する体制を取っております。

番号	項目	審査会意見(第2回(5月17日(金)))	事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
8		質問22番の渡りの調査地点について、一部追加されているが、この体制で配慮書で知事が求めている鳥の渡りについての解析が行えるのに十分なデータが得られると判断しているということでよいか。また渡りの方向が秋期とは反対となる春の渡りについてもこの体制で把握できるという判断でよいか。調査定点間の距離が離れている地点が多く、天候による視野の影響も考えると渡る鳥の種類や数、高度、経路等が調査できるのか疑問である。	北からルートないしは、北東側ルートを対象に T2,T5を結ぶの直線の中で1点追加することで把 握できると考えており、春の渡りも現状の調査 地点で行いたいと考えている。	秋の波りは、北東からは、北東からは、北東から南西へ移動すると考えらは、北東から南西のは、北東がら東東に施区域、中南西のは、中南西のは、中南西のは、中南西のは、中南のでは、中南のでは、中南のでは、中南のでは、中南県側に、中南県側に、中南県側ののでは、中南県側ののでは、中南県側ののでは、中南県側ののでは、中南県側のので南西のでは、中南県側のでは、中南県側ので南西ので南西ので南西ので南西ので南西では、中南県側のでは、大きのので南西では、大きのので南西では、大きのので南西では、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きの
9		長浜市長意見の1について、事業者見解として「健康への影響、生活環境の変化についても近隣地域の住民の不安を払拭できるよう、しっかりとした調査を実施し、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討し、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります」とあるが、健康への影響、生活環境の変化について具体的に何をモニタリングしていくつもりなのか。		问左
10	騒音	モニタリングの結果、騒音がある一定レベルを超えている場合、代償措置としてどういったことがありうるのか。	他事業の過去事例では夜間に風車を止めること になろうかと思う。	同左
11	景観	景観については6章で風車の大型化に伴い範囲が広がり調査地点も増えているという認識でよいか。新たに拡大された中に、長浜市の風致地区等、景観計画において重要な地点をここに加えているのか。地点が増えていないのは可視領域で眺望点が外れているからということか。	確認した中で追加すべき地点はなかったという	同左

番号	項目	審査会意見(第2回(5月17日(金)))	事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
12	その他	長浜市長意見の2について、事業者見解で「記載することを検討します」としているが、これでは記載するのかしないのかが分からない。		同左
13	動物(鳥類)	知事意見の「事業を行うことによらなによりのというでは、 の発生の誘因が懸念され、できまりでする。 では、するでは、できないでは、 の発生の懸念があることによりが悪ったが、 ですると」に対しているのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでは、 のようないでがないが、 はどできたいないがでいるのかを にだっているのがないが、 はどできたいないがいいできたいないがにいるがいいとで にだっているのがでいるのいでいるのがないがいいでは、 にだっているのがでいるのがでいいででいるのいただって、 できるとことはは、 できると、 にに、 できると、 にに、 できると、 にいて、 でいて、 にいて、 できると、 にいれて、 にいて、 できると、 にいれて、 にいれて、 にいれで、 にいれて、 にい	答えられる内容まで至っていないため、検討して回答させていただく。	本事業における対象事業実施区域の伐採エリアがイヌワシを誘引する可能性の有無等については、現地調査結果とダム事業に関連した猛禽類の既往調査結果を踏まえて、当該地域のイヌワシが好む餌場環境を把握し、植生の状態(草地の有無、樹林の粗密度)、標高、営巣地からの距離等の要素を抽出し、近隣のイヌワシの行動圏内における同様のパラメータの採餌環境の分布状況を解析することで、予測、評価を行います。
14	全般	本件は法アセスの項目選定をされているが、滋賀県条例アセスの項目としている文化財・伝承文化について、環境影響評価項目として選定するか判断し、アセス図書に反映すること。	定している。	条例では、

番号	項目		事業者回答(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
15		今回、文化財が調査されていないが、この数か月間でしっかりと調査や聞き取りをしたとは思い難い。遺跡についても聞き取り調査や文献調査を行うと記載していただきたい。 重要な文化財が出てこなかったとのことだが、事業者は重要な文化財が何なのか、文化財の県、市の担当者から話を聞く、文献を確認する等、方法書の中で項目として選定いただいて調査を続けるとしていただきたい。	るのかは検討していく。どのように行うかは相	ご指摘いただきましたように、県や市の文化財のご担当者へのヒアリングや文献調査等を十分実施し、準備書に記載いたします。
16	水質	方法書の最初の段階で、事業者の考えでは造成等の施工による濁水は一時的な影響のみと考えておられたのではないか。これまでの審査会の中で一時的なものだけではなく、工事を始める前から影響はあることを認識いただきたいと伝えてきた。 県知事意見、長浜市長意見等に対して具体的な調査方法等を明らかにして事業者見解として、準備書に反映していただきたい。	素が絡んで複雑になっているため具体的に説明 できなかったのでこちらとしても心苦しいとこ	同左
17	植物	質問9番の方形区の取り方について、事業者見解では「参考にさせていただく」、「留意しながら進めていく」との記載で、実際にやるのか、やらないのかがわからない。具体的に回答していただきたい。		ご意見を踏まえて、事業者見解を改めてお示し致します。 す。
18	全般	意見に対して具体的に回答されると我々も安心する。これまでのやり取りを聞く限り、この場では、多多くの点について結局事業者側の意見が見えないで審査会側の機会が設けられる予定なので、その辺を考慮いただき対応してもらいたい。例えば、質問13番に対して、「濁り等に関して、春季調査を実施します」というのみで、審査会が指摘したの時や融雪時はどうするのかがわからない、必要無いのであればその理由を示していただく必要がある。回答の方法を検討いただきたい。		ご指摘を踏まえまして、これまでお示ししていた見解を 見直し、修正いたしました。
19		長浜市長意見6において「新たな事業が生じた場合には」という表現があるが、具体的な内容を把握していたら教えて欲しい。	確認いたします。	ご指摘を踏まえ長浜市に確認を取りましたところ、本事業において現計画よりも影響が大きくなることが想定される事業計画の変更が生じた場合を想定した意見であるとのことでしたので、それを踏まえ長浜市長意見6に対する見解を修正いたしました。

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書 滋賀県環境影響評価審査会(第1回(3月20日(水))意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
1	事業計画	第一・第二事業は福井県と滋賀県で分けている 理解でよいか。	福井県、滋賀県で分けているわけではなく、あくまでも売電先が2つの電力会社になるということで2事業になっています。どこに置く風車が第一事業になるか第二事業になるかはこれから計画を進めていく中で決めていく予定です。	· · -	同左
2	水質	一番東の集水域から少し区域がはみ出ている箇所がある。この部分の工事により滝ヶ谷川に影響が出ることはないのか。	今時点で決まっている工事計画の範疇においては影響が及ぶような状況はないと認識しています。今後詳細な改変区域を決めていくことになりますので、もし改変とより滝ケ谷川へ影響が及ぶというような計画となる場合には、追加の調査をしていくことになると考えております。	同左	同左
3	水質	南側の緑の回廊となっているところには改変区域を設定しないということでこちらには集水域を設定しない。調査地点も設定しないという理解でよいか。 風車の設置予定地と新設道路が記載されているが、これは道路にしろ風車の設置のための増設地にしろ尾根を越えないという理解で良いのか。	集水域に加えて流下図を用いながら確認をしたところ地形的に濁水が流れることはないので、影響は及ばないと考えています。 総の回廊に関しては対象事業実施区域から除外している状態ですので、回廊内を改変する想定はしておりません。もし、影響が及ぶ可能性があるということになれば、準備書の段階で必要に応じて対応いたします。	同左	同左
4	廃棄物	廃棄物について事前現地調査は行わないという話だが、道路を新設されたり森林の伐採をしたりすることで廃棄物が生じるので、当然現地を見ておかないと量が変わってくるのではないか。	廃棄物単体での調査をしていくわけではありませんが植生の調査はしていくので、伐採木の量は把握できると考えております。	同左	同左
5	事業計画	風力の最大出力が170,000kWとのことだが、単基の出力が3,500から4,200kW、最大50基とすると単純に掛け算すると170,000kW以上になる。発電効率のいいものを使ったとしても170,000kWを超えないという事でいいのか。4,200kW級の物は出回っているのか。	170,000kWを超えることはありません。また、 4,200kW級の風車は、世界的には出回っています が、日本ではまだ導入の計画をしているという	同左	同左
6	事業計画	4,200kWとかなり大きなものを建てることになるので、交通の経路や工事のやり方に影響が出てくると思うが、そのあたりは今回の方法書で配慮されているのか。	4,200kWのサイズになる時に大きく改変があまり 増えることはないような建設方法を検討しております。例えば、大型化で長くなった、風車 リますを強力とはないようなである。 (羽)は寝かせて運ぶだけではなな、風車を建 てて運ぶことで、カーブ部分での改変を低速で きるという方法が技術的に用いられています。 輸送上の工夫、据え付け上の工夫といとおりで 変面積から大きな増加もないような施工ができる事を確認しながら実際に取り組もうとしています。	同左	同左

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
7	動物	糞塊調かでは、からないでは、からないでは、では、ないのでは、ででいたできません。 そのは、そのだというがだけ、でいたがだけ、でいたがだけ、でいたができないが、というがは、でいたがでも、でいたがでした。 まていても、 でいたがでした。 まていても、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた	参考として検討いたします。	文献の内容を確認した上で、植生調査の際に食害状況等についても記録するようにいたします。	ご教示頂きました文献「関西4府県を対象としたニホンジカの影響による落葉広葉樹林の衰退状況の推定」(藤木ら、2014)の内容について確認致しました。植生調査時の植生調査の構定に変更ないででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一
8	植物	水源としての重要な地域なので、尾根だけが重要なわけではなく、工事をしたら鹿の増え方にもよって、洪水の影響が出てくる可能性があと考えられるので、源流部分については尾根から谷に向けた調査地点が必要かと思われる。	方法書の注釈にも記載しましたが、調査地点は 現地に入っていない状況で設定しております。 まずは、直接改変される尾根が重要だと考えて いるので、方法書では、尾根を中心に調査地点 を設定しております。現地に入る中で必要に応 じて植生調査地点を適宜追加していく予定で す。	同左	同左
9	植物	方形区10m×10mでは小さすぎる。大きくとれなくてもと言う専門家の指摘もあったが最低らの 20m×20mはかる。巨林でありという住民から直径 80~100cm以上の物に関してはサイズと生えていた場所を地図上に記録してほしい。着生植物の 重要性についても指摘されているが、着生植物がどうだいたというな状況についてが、 がどうたかというではかったほかでいるが、どこら辺が自ると数で高かいた場所を地図上でも指すいるがあったほれがあった。 どこら辺が自る。踏査して位置情報を把握しているが容観的に評価できる。踏査して位置情報を把握しているがのできる。と思った。尾根部は当然ののことが記しまれば目につくよった。これだけ調査地点にあると思うでもかると思うが、公まで配慮して調査して頂くようお願いしたい。	も留意しながら進めていきたいと考えておりま	同左	同左
10	生態系	カラ類の餌量調査について書かれていたが、これはどういうことか、シードトラップで種子生産量等を餌資源調査するのならブナだったら5~8年に豊作で、他に豊期があるので短時間ではなかなが捕らえられない。また、液果、果実も調査対象とするのか。	型性の餌資源の調査は1年間と予定しております。	同左	同左
11	水質	沈砂池はどのように設けるのか。	風車を建てるところにはヤードを設置しますが、その中に適切なサイズの沈砂池を設置します。その位置等は現地の地形を考慮して、沈砂池をどこに作るかを検討してまいります。その沈砂池の位置によって、どう水を流していくかが決まるので、調査をしていきながら、どういった方向に流していくのかを検討してまいります。	同左	同左

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
12	水質	こういった濁水が全部沈砂池に入る前提でそこからどうなるかという計算になるとは思うが、 今回のこのような入り組んだ土地の場合本なと 全て入るのか、それ以外の工事の改変がなされ ていないところからの濁水も落ちてくる形で今	雨が降ったときに出来るだけ沈砂池に集まるようにというところですが、溢れる可能性があるというところは懸念としてあります。そういったところを評価する方法いついて、今は回答は	改変量や地形も加味しながら沈砂池の設計を行うこととなりますので、入り組んだ土地であっても大部分の濁水は集められると考えております。また仮に回収できなかったとしても地面に浸透する程度の量となると想定していますので、河川への濁水流入は考えにくいとの認識です。	同左
13	水質	冬季は工事をしないので春、夏、秋という事で、高時川の上流ということで、3季調査したとしても平水時であればこういったところだとほとんど差がないと思うので、同じ調査をするよりもできれば晴天時と雨天時、もしくは、春では融雪時というような調査のやり方を変えたほうがいいのではないか。同じ数のデータがたくさん出て来るのではないかという予測される。	できるだけ雨が降っているときを狙って実施い たしますので、一番影響が想定される降雨時の	春季調査を融雪時に実施いたします。	平水時と降雨時に調査を行います。また、春季調査を融 雪時に実施することにより、様々な状況におけるデータ を収集いたします。
14	水質	粉塵等が溜まる、そのそばに沈砂池を介さずに	ませんでした。調査員の安全を確保しながらの 調査という観点から設定が難しい状況でした。 ただ、ご指摘を踏まえて現地を調査していく中	同左	準備書では、工事関係車両による降下ばいじんの予測を実施しますが、評価の基準としては、方法書286ページに記載していますように、10t/(km2・月)以下といたします。この参考値を換算すると、0.33g/(m2・日)以下となり、河川が濁るほどの粉じん量とはならないと考えられますが、ご指摘を踏まえ工事中は当該地点の状況を確認し、粉じんの堆積が生じ、それが河川に流出する危険がある等、工事関係車の正起因する水の濁りが生じうる場合には追加の環境保車の目置を実施いたします。なお、本事業の現状の計置を実施いたします。なお、本事業の現状の計画としては道路や風車ヤードの造成に関して切土と盛土をバランスさせられるよう造成計画を策定していくこととしておりますので、残土の発生は想定しておりません。
15	水質	流出係数は1という事で最大限のところを上げられているのであれば、出来れば、どのような結果になるかわからないが浮遊物質量1000から3000、平均で2000と挙げられているが、やはり源流ということで一番厳しい数値で評価された方が良いのではないかと思う。		ご指摘を踏まえ、今回の予測に当たっては流入する浮遊物質量を一番厳しい数値である3000として設定します。	同左
16	景観	大型の風車になると見える範囲やサイズが変わってくると思うのだが、今の調査地点図は大きなもので記載されているのか。	最大出力の4,200kWの風車の条件で図面等を作成 しています。	同左	同左
17	事業計画	特定植物群落のブナ林を避けて風車の位置は計画されているのか。	今回示させて頂いた風車の位置は暫定の配置となっており、これは机上で検討しております。今後、現地調査の結果を踏まえて、実際その群落がどうなっているのかを確認して、具体的な配置計画を進めてまいります。	同左	同左
18	事業計画	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の 指定状況の図で、黄色の部分が土砂災害警戒区域 域となっていて、区域の東側にこれが道治り なっている部分がある。ここは地すべりり り、現在は特に動いていないため地すべりり 地域には設定されていない。道路をつく もと、ここに物が載ることになるので、 もなく、こに物が載を与えるおそれがある。 りに何らかの影響を与えるおそれがある。 りに何いては何か適切な対応を取られるように 留意されるのか。	おりません。現段階では、広めに改変可能性のあるところを示している状況です。今後、本当にそこを改変する必要があるかどうかを検討してまいります。また、改変が必要となった場合には、指摘の通り留意いたします。この林道ではブレード等の風力発電機の資材は運搬せず、あくまでコンクリートミキ	同左	同左

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
19	動物	載されているが、それを踏まえて滋賀県として	されており、こちらを参考に1.5年と記載させて	通常は「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って「1.5年」と記載しています。知事意見で2年という数字が示されましたが、意図としましては審査会の場でご説明しましたように、1.5年以上で考えております。 具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。	「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にも、次のように示
20	動物	した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい。つまり2営巣期を含む1.5年以上の調査期間とする、と書いてある。ここの内容が一律に営巣の調査をするということではなくて、繁殖している場合は巣立ちした幼鳥の行動圏の解析が必要なので、繁殖成功した場合の営巣期を含んだ2営巣期、こういう風に考えて指定された。だから今回こちらで方法書で示されているような2営巣1.5年間すればいいという調査期間ではない	いきたいと考えております。繁殖しなかった場合には、猛禽類保護の進め方に従い、データを 用いて専門家のご意見も伺いながらということ	同左	同左
21	動物	ものは1km、中心域は近いところでも3kmぐらい離れている。これで観察できるのか。定点決められる時に希少猛禽の調査に詳しい方にご相談された上で決められたのか。この広範囲でこの調査地点配置でクマタカは発見できない。	宜追加していく予定です。調査地点の選定にあ	象事業実施区域及びその周囲において、現段階では数ペアのクマタカが生息しているものと推測しております。また、調査に応じて、調査地点も追加し、さらに毎回の調査で任意の移動定点を設定することにより、詳細な把握に努めています。	平成30年11月から先行して猛禽類調査を実施しており、 冬季についてはスノーモービルも用いて尾根上の定点も 使用し、冬季の調査も実施できております。 対象事業実施区域及びその周囲におけるイヌワシ、クマ タカも含めた猛禽類を確認できるような調査地点の設定 としています。 猛禽類調査地点の視野図は別紙(委員の皆様のみの非公 開資料)のとおりであり、視野が開けた尾根上の定点を 押さえた上で、区域周囲に設定した定点を配任、 対象事業実施区域及びその周囲全域の視野を確保できる 調査地点を設定しております。 また、視野がとりにくい範囲については、移動観察を実 施することで補強しています。

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
22	動物	この調査地点配置で改変地域を含んだ猛禽類の タカの渡りの知事意見で求めているデータが得 られるのか。調査回数についても春と秋の2回の 調査で知事意見に記載している内容は把握でき ないと思う。	渡り鳥をいち早く確認するという点で取っています。ただ、確かに指摘の通り調査地点が薄いところもあるので、調査地点を再検討します。	渡りの調査地点について再検討し、別紙の調査地点配置で考えています。	秋のないます。 秋のないます。 秋のないます。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
23	動物	主なタカの渡りの内容と知事が求めている調査の内容が全く違うのではないか。レーダーは使わないのか。学術調査ではないので、鳥の種類を100%見分ける必要は私はないと思う。一番心配してるのは鳥がどの程度夜間飛んでるのか、どの航路を飛行しているのかつかむべき。レーダーについては現在のスキー場の場所で十分対応できると思うのでぜひ検討いただきたいと思う。	方法書には記載しておりませんが、今後鳥レーダーも検討しつつ、結果を予測評価に結びつけたいと考えております。	当該地域は渡り鳥が非常に多いと、前回の審査会でもご意見を頂き、他方面からもご意見を頂いております。レーダーは種までは判別できず、地形的に設置できる場所も限定されますが、渡りが多いとされる当該地域で定量的に把握するためにはレーダー調査はある程度は有効であるというご意見を踏まえ、レーダー調査の実施を検討いたします。	同左
24	動物	岩手県でありえないといわれたが実際にバードストライラ事故が起きカイマンが死ルでいたが実際にんだったから、はそらを、はそらを、はそらを、はっていなくでも、いンティング場所があれていたがあれたであると、ハンティング場所があれたであるである。このところから飛んでいたでなり、西対していなくでも、ハンティング場所があれば関リ数では、から、大大丈夫だということで本当によっかいらいないないがいがいる。このつけ、の行動圏本ののが、の別えば兵庫県は検討中の事例があり、へのるといから、の別えば兵庫県は検討中の事例があり、へのるといから、大丈夫だということで本当によいのか。		事業者としても釜石のような事故は起こしたはないと考えていますが、一方で、調査範囲から、かなり離れている場所でかつ営巣地が不明であるイヌワシの調査を実施するということは、あまりにも調査範囲が広くなり調査みべきたいところです。当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、これらの既往調査結果を活用できればと考えております。さらに、専門家へのヒアリングを行って当該地域周囲のイヌワシの営巣や行動圏等の状況を整理できればと考えております。	当該地域周、
25	事業計画	砂防指定地が方法書p. 162で改変箇所にかかっているようだが、この理由は何か。	地形の状況や砂防指定の範囲については、より 詳細なレベルで関係行政機関とも事前相談を進 めながら現況調査を行い、その影響について検 討していきたいと考えております。	同左	同左

番号	項目	審査会意見(第1回(3月20日(水)))	事業者回答(第1回(3月20日(水)))	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
26	水質	沈砂池の位置は決めていないとのことだが、沈砂池の場所によって流れ方が変わるという中で、調査計画段階としてそのあたりはどうとらこているのか。	沈砂池の位置によって水を流す方向が決まって くるので、現時点では地形を加味してどういっ た形で流れうるか幅広く確認しております。	同左	同左
27	動物	今まで木の枝で隠れていた部分が空間に露出して日射の状況等、生物に対する状況が変わって		同左	同左
28	大気	観測しているのか。	現在建っている風況観測塔は事業性の判断のため設置された60m近いポールです。一般環境の大気の調査はたしかには活同じ場所で実施しますが、10m高さの風況を観測するため、調査内容と目的が異なります。なお、一般環境の風況観測は、これから実施する予定です。	同左	同左
29	その他	配慮書から一部変更した内容をわかりやすいよ う示してほしい。	次回お示しします。	配慮書から一部変更した内容を別紙に示します。	同左

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書 長浜市長意見に対する事業者の見解

番号	項目	市長意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
1	総論 (1)	デ、沈砂池や土留めが壊れるなど管理不十分な状態であることから、現在でも展 辺から濁水が発生し、高時川、姉川を通じて琵琶湖に流入しています。 そのような状況において、漁業関係者及び農業関係者など多くの市民が風力発 電事業による被害発生リスク及び濁水による環境の悪化に大きな不安を感じてい	て、漁業関係者や農業関係者の方が不安を払拭できるよう。 じっかりとした調査を行い、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討することで、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまります。 また、健康への影響、生活環境の変化についても、近隣地域の住民の不安を払拭できるよう。しかかりとした調査を実施し、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討し、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまります。	対象事業実施区域周辺の状況については各所から何っており、その背景もあり近隣地域の住民の方々が風力発電施設の運用による健康への影響や生活環境への変化についても不安を感じておられるということは認識しております。 健康への影響や生活環境への変化という面では特に騒音や水質を気にされているところかと思いますので、地元住民の方々や審査会からのご意見を踏まえ、しっかりとした調査、予測及び評価を行ってまいります。また、その結果を踏まえて風車の配置や機種の設定、改変部分の検討、沈砂池の規模や土砂流出防止柵の設置位置等の具体的な環境保全措置について、事業計画に反映いたします。 工事中のモニタリングや事後調査は環境影響評価の結果を受けて、どの項目についてどのような内容で実施するか決まっていくことになります。環境影響評価準備書・評価書には事後調査の項もあり、審査の中で実施することとなった工事中のモニタリングや事後調査報告書を公表したします。市民の皆様のご理解が得られるよう、このような調査結果を公表しながら、事業を進めてまいります。
2	総論 (2)	風力発電事業により設置された風車等の施設が、事業者の都合により、適切に管理されない状況となった場合、地域住民は大きな影響を受けることになります。 固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難とかるこ場合の取扱いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に明記すること。	いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載すること	固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載いたします。 記載する内容は、以下の2点としたいと考えております。 ・弊社としては、固定価格買取制度による事業終了後も地元のご理解を得られればリプレースにより事業を継続したいと考えていること。 ・固定価格買取制度の運用の中で、事業を終了する場合に備えて撤去費用を積み立ており、もし、事業を終了する場合には、その費用を活用していくことになること。
3	総論 (3)	本事業に関し実施された配慮書段階から方法書段階までの説明会については、不十分であるとの意見が見受けられました。このようなことから、事業者は説明会の意義や重要性について十分認識し、市民に広く説明及び情報の提供を行い、周力発電事業に対する不安を払拭するように努めること。	い、風力発電事業に対する不安を払拭するように努めます。	本事業の方法書の説明会の開催について、ご存知がない市民の方もいらっしゃったと書を会でうかがいました。また、環境影響評価方法書の説明は専門的な内容を含むことともあり、なかなかご理解いただくのは難しい点もあるため、繰り返し説明をするようにしてほしいといった主旨のご意見を審査会では頂戴したと認識しております。環境影響評価法に関する説明会の開催の同知については、長浜市の広報誌「近報ながはま」、中日新聞、朝日新聞、福井新聞、滋賀泉列への広呑、各縦覧場所へのチラシの設置、弊社ホームページや、長浜市、滋賀県のホームページでの電子縦覧を行っておりますが、引き続き、市民の皆様に広く周知できる方法を担当課の方とも相談させてください。また、市民の皆様の不安を払拭できるよう、現地調査が進み、事業計画の熟度が高まってくれば、準備書に係る環境影響評価法の説明会以外でも、任意に説明会を行うなどしてまいります。
4	総論(4)	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に 代償措置を検討することがないように努めること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易 に代償措置を検討することがないように努めます。	同左
5	総論(5)	今後、準備書を作成する際に、方法書に記載している項目の内容を変更して記載 する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載すること。		準備書の作成にあたっては、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、フォントの変更や注釈の記載等を行い、変更している部分が具体的に市民の方々にわかるよう記載いたします。
6	総論(6)		評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環	ご指摘を踏まえ、本事業において現計画よりも影響が大きくなることが想定される事業計画の変更が生じた場合には、環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施いたします。
7	各論	(1) 騒音等の影響について 対象事業実施区域から約1.6kmの距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が 存在し、その近隣には住家等も存在しています。風力発電設備等の工事中及び供 用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民が安心で きるように十分な調査、予測及び評価を行うこと。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について詳細 に準備書に明記すること。	への影響について、市民の皆様にご安心いただけるように十分な調査、予測及 び評価を行ってまいります。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について、可	風力発電設備設置にあたっての工事や風力発電設備の供用に伴う騒音、振動や超低周波音による影響については、市民の皆様にもご安心いただけるよう、十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 別及び評価を行ってまいります。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響については、風車からの騒音レベルが予測には必須となりますので、準備書に詳細を記載いたします。

番号	項目	市長意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
8		(2) 水質について 対象事業実施区域は高時川及び琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・ 秋の3季だけの調査ではなく、冬季(降雪時)においても水質調査を実施すること。また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても水質調査を実施すること。		当該地域の状況を鑑みると、安全面の親点から冬季(除雪時)の水質調査が実施は難しいと考えておりますが、春季調査を融雪時に実施することで雪の存在による水の濁りを把握したいと考えております。また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においては、現地の状況を踏まえ現時点では下流域(高時川に合流する直前の地点)に調査地点を設定しておりますが、引き続き現地を確認し可能な限り上流部で調査いたします。
9		(3) 土地の改変に伴う自然環境への影響について 対象事業実施区域には重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び 「栃ノ木峠のブナーオオパクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などによ り重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予 測及び評価を行うこと。	重要な植物群落への影響については、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。	配慮書、方法書で有識者へのヒアリングを行っております。準備書でも調査結果の捉え方について、ヒアリングを行い、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナーオオパクロモジ群集」への影響について、しっかりとした調査、予測及び評価を行ってまいります。
10		害が発生しました。	については調査、予測及び評価を行い、それを踏まえ法面縁化や土砂流出防止 構の設置等、適切な環境保全措置を行ってまいります。土砂崩れをはじめとす る土砂災害については、環境影響評価ではなく防災の観点で扱う事項となりま	造成等の施工による一時的な影響を要因とする水の濁りについては事業計画を踏ま え、調査、予測及び評価を行います。その上で、法面線化や土砂流出防止柵の設置等 の環境保全措置を行ってまいります。土砂崩れをはじめとする災害については、環境 影響評価ではなく防災の観点で扱う事項となりますので調査、予測及び評価は行いま せんが、防災の観点からも、関係機関との協議を行いつつ、工事計画を策定してまい ります。
11		(5) 経禽類の調査について 対象事業実施区域には、イヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営 巣地や生活節囲への直接的な影響及び風力発電設備の稼働による衝突事故や移動 経路の阻害等、重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適 切な調査を行うこと。		同左
12		(6) 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査について 対象事業実施区域がラムサール条約登録湿地である琵琶湖などに飛来する渡り 鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家等からの助言を踏まえ た適切な調査を行うこと。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク・ICレコーダーについて は、調査に必要な録音能力を有する物を使用し、準備書に使用機種を明記するこ と。 また、レーダーによる調査を検討すること。	まいります。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク及びICレコーダーについて	渡り鳥の調査についても、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行ってまいります。 な行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク及びICレコーダーについては、調査事例の情報や専門家等のご意見を踏まえ調査に必要な録音能力を有する機種を選定し、準備書に使用機種を明記いたします。ICレコーダーの使用実績としては、オリンパスV-863、862がございます。 また、ご指摘を踏まえ定量的なデータを得るために、目視観察に加えてレーダー調査を実施することとしました。開けた場所である経禽類調査地点の81.6にレーダー調査を実施することとしました。開けた場所する経禽類増む点の81.6にレーダー調査を実施することとしました場所と場所である経済を取得します。垂直回しの場合、一定の方向のみの記録になりますが、角度を少しずつ変えることにより、ならに広い範囲のデータ取得を計画しております。レーダーの機材については、広域の範囲を取得できる機種(Sパンドレーダー)の採用も検討しております。 さらに、小鳥類の渡りについては「位レコーダによる録音調査を実施し、録音された鳴き声の数により定量的に把握します。なお、近傍の機田山鳥類観測ー級ステーションのデータを参照し、当該地域の渡りの傾向を把握します。
13		(7) 文化財について 対象事業実施区域内に周知の遺跡「栃ノ木砦遺跡」が所在する。長浜市京委員 会がその保存について対応するので、事前の連絡・協議を長浜市歴史遺産課と行 うこと。		同左
14		(8) 人と自然との触れ合い活動について 自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを、複数回実施して活動内容を調査すること。		人と自然との触れ合いの活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを複数回実施 し、活動内容を含む「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況」の把握を 行います。
15		(9) 断層の影響について 対象事業実施区域付近には、柳ケ瀬断層が存在しており、地震発生時のリスク について想定し調査、予測及び評価を行うこと。	断層による地震が発生した場合の風力発電設備等の被害については、本事業を 進める上で事業性の観点から地盤の状況を調査し、地震による倒壊が生じない よう関係機関との協議を行いながら基礎構造の設計を行い被害の回避及び最小 化を行ってまいります。	同左
16		(10) 工事車両および資材運搬車両の通行について 本事業の工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の 生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行うこと。 また、関係車両の通行について、交通安全対策を十分に検討すること。	工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境 に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、関係車両の通行については、交通安全対策を十分に検討し、適宜関係部 署にもご相談するようにいたします。	同左

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書 滋賀県関係課意見に対する事業者の見解一覧

番	号	所属	項目	関係課意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
	琵琶湖環境部	琵琶湖保全再生課 (旧琵琶湖政策課)	水質	事業実施想定区域の下流にある高時川は、近年、特に降雨時の濁水発生が問題となっている。このため、水環境の調査すべき項目に透視度の追加および調査時の現地写真の撮影、また、濁水問題への影響を把握できるよう降雨時の調査頻度の十分な確保を検討すること。	水質調査に当たってはご指摘を踏まえ調査時の現地写真の撮影を行い、透視度の測定を検討いたします。また、濁水問題については、状況の把握が必要との認識ですので、まずは、現状の把握に努めてまいります。	ご指摘を踏まえて、現地写真の撮影と透視度の測定を行います。 濁水問題については、そもそも環境影響評価は事業により現状からどのよう に変化が生じるかを評価するものであり、その観点で言えばすでに起きてい る問題による影響は環境影響評価とは切り分けて扱うべきものであると認識 しています。 一方で、地元の方や自治体の方が現時点で生じているこの濁水問題を気にさ れていることから地元理解の観点で、そして防災の観点からも現在の状況を 把握してまいります。
						濁水問題への影響の把握にあたっては、現時点でまず必要なのは濁水がどの 地点からどの程度、どのような降雨によって発生しているかを確認すること であり、その目的と照らし合わせると降雨時調査の頻度を増やすことよりも 日頃の河川の状況を簡易的にでも高頻度で観察することが必要と考えていま す。
						まず、日ごろの河川の様子や降雨時の河川の様子を写真撮影していく予定です。状況を確認していく中で環境影響評価にも取り込む必要のある事項が出てきた場合には取り込み、もしそれに伴い降雨時調査を改めて実施する必要があれば追加調査を行ってまいります。
		森林政策課 森林保全課	その他	P3.2-64 (171) の表3.2-45関係法令による規制状況のまとめについて森林法欄において「水源地域保全条例による指定区域」としているが、森林法の規制に沿って表現とするためには「森林計画区域」とする必要がある。	準備書以降記載を修正いたします。	同左
;		自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類について、特に繁殖個体の敏感度が高い造巣期~抱卵~育離初期においては、工事用資材等の搬出入 や建設機械の稼働に伴う騒音、人の立ち入りによる人為影響が繁殖失 敗の原因となりやすいので、「工事用資材等の搬出入」および「建設 機械の稼働」について、動物に対する環境影響評価の項目として設定 することが望ましい。	建設機械の稼動による一時的な工事に対する動物の影響について、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省、平成31年3月)では調査の参考項目となっていないため本事業でも評価項目に選定しておりませんが、ご意見を踏まえ造成等の施工による一時的な影響の項目の中で当該影響について検討します。	
		自然環境保全課	動物(鳥類)	希少猛禽類の調査期間は、「猛禽類の保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)において、「営巣場所を発見もしくは推定したうえで少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい」とされている。営巣場所の発見もしくは推定までの期間と、2営巣期の調査期間を含めると最低でも1.5年以上が必要である。	「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に 沿って、1.5年以上で考えております。 具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。	ご指摘のとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年) の指針に沿って、1.5年以上で考えており、営巣場所の発見、もしくは推定 し、幼鳥の行動範囲を把握できる調査を計画しております。
!	琵琶湖環境部	自然環境保全課	動物(鳥類)	過去に事業実施想定区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、事業実施想定区域の区域はイヌワンの行動圏に含まれるとともに、クマタカも複数のつがいが周辺に生息している可能性がある。このため、個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対し下、事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突す故(パードストライク)や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることを対し、行動圏の失敗等、重大な影響を与えることを対し、不多い、行動圏の大政行動圏の内部構造を把握したうえて、事業実施による両種への影響について予測および評価を行うため、希少猛禽類の調査地域および調査地点について見直しを検討すること。	版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で調査を計画しており、近傍で営巣地が確認された場合には、行動圏の解析を行う予定であり、これらが把握できるよう任意踏査も含めて調査地点を適宜設定します。 イヌワシについては、当該地域への飛来状況を把握できればと考えて	既往調査結果入手後はその内容を整理し、もしイヌワシの行動圏解析結果が 記載されている場合には、その行動圏に対象事業実施区域が含まれるかどう か、又、対象事業実施区域及びその周囲における利用状況を確認いたしま す。現時点では、既知のイヌワシ以外の個体の存在も想定し、まずは対象事 業実施区域及びその周囲を対象とした調査体制を設定しております。しかし
		自然環境保全課	動物(鳥類)	境が異なるため、それぞれの種に応じた生息状況調査および餌環境調	イヌワシ・クマタカの分布情報や過去の生息状況について情報の収集 および整理等を行います。また、クマタカについては、当該地域周囲 に生息している可能性が高いものの、イヌワシについては、調査範囲 からかなり離れている場所での営業情報しかなく、事業区域周辺の飛 来回数も少ないことが想定されます。そのため、生態系の上位性の注 目種として設定するのではなく、動物の重要な種として生息状況や餌 場環境等について丁寧に予測評価を行いたいと考えております。	同左

番号	, ,	所属	項目	関係課意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
7		自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシおよびケマタカの調査において営業地が確認された場合は、繁殖行動に影響を与えないう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境自自然環境局野生生物課)、「滋賀会保証の主要を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「強力を発展、「対している。」を表している場合を発展している場合を発展した。「ないて予測および発展が必要をなイヌウェルイクの発生を開発して、事業実施によりで、個体単位の厳重な保護が必要なイスのとまた、事業の実施によって、個体単位の厳重な保護が必要なイヌのとまた、事業の実施によって、個体単位の厳重な保護が必要なイスのとまた、事業の実施によって、個体単位の厳重な保護が必要を記憶の表で、「は、対して、事業、対して、事業、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	イヌワシおよびクマタカの調査において営巣地が確認された場合は、緊随行動に影響を与えないよう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類領護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生実課、「滋賀時間の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生実體課)、「滋賀時間会保護体全課)、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行います。中門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行います。た、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門湾からの意見・時までた。調査結果についても鳥類の生態に精通した東野価を行います。その結果、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基を行ったうえで、事業の影響について予測および評価を行います。その結果、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基め、改変区域の見直し等により回避・低減させることが困難である見直しを検討します。	
8		自然環境保全課	植物	当該区域の滋賀県域には特定植物群落である栃ノ木峠のブナ群落が含まれていますので、現地調査や専門家からの助言等により群落へ御配 慮願います。	栃ノ木峠のブナ群落については現地調査や専門家からの助言等により 群落へ配慮いたします。	同左
9		自然環境保全課	その他	当該行為は滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となるため、当課と協議が必要です。協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査(四季: 1年間)を行う必要があります。	協定の締結にあたり協議や調査等しかるべき対応を行います。	同左
10		湖北環境事務所	水質	水質調査で10地点を選定しているが、予測評価のためには各地点に おいて、高時川と各支流の合流前と合流後を調査する必要があると考 えるが、この点を明らかにされたい。	ます。高時川本流の負荷量につきましては、地点9と地点10の合計量で	
11		湖北環境事務所	水質	降雨時の水質調査は、定性的な予測の結果に基づき必要な場合に実施するとしているが、事業実施区域内には過去に濁水が問題になった事業地が含まれること、高時川の濁水については地域の関心が極めて高いことを考慮すると、予測評価や事後調査の検討に向けて、定性的予測の結果に関わらず降雨時の水質調査を実施すべきと考える。	降雨時調査につきましては、調査を行う期間に1回実施するようにいた します。	ご指摘を踏まえまして、定性的予測の結果に関わらず降雨時の水質調査 (1 降雨に複数回) を実施いたします。
12	農政水産部	水産課	水質・その他	対象事業区域が高時川およびその支流に含まれていることから、事業 実施にあたっては、漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、 汚濁水等を流出させないよう万全の料置を講じ、保護しい。 また、事前に高時川上流域で漁業権を免許されている漁業権者丹生川 漁業協同組合(免許番号内共第14 号)から同意を得てください。 事業実施に当たっての電意事項に関い で回答したとおりです(計画段階環境配慮書に係る意見)。 現地調査のために魚類等水産動物の採捕を行う場合は、滋賀県漁業調 現地調則に基づく特別採補許可が必要となる場合があるので、事前に農 政水産部水産課に相談顧います。また、漁業権漁場内での採捕にあ たっては当該漁業権者の同意を得てください。	ご指摘を踏まえ、汚濁水等を流出させないよう、土砂流出防止柵や沈 砂池等を用いた環境保全措置を実施いたします。 また、漁業権者への説明や協議を丁寧に行いながら、事業を進めてい ります。 現地調査での採捕にあたってはご指摘のとおり対応いたします。	同左
13	土木交通部	都市計画課	その他	景観法に基づく届出が必要になる場合がありますので、長浜市都市計画課と協議してください。		同左
14			その他	方法書p (171) について、長浜市においては、都市計画法に基づく風 致地区が指定さているところがありますので、表中の長浜市の欄をO にしてください。	準備書以降記載を修正いたします。	同左
15		住宅課	その他	建築物を伴う場合は都市計画法等に基づく開発許可が必要となる場合 がありますので、許可権者である長浜市へ相談願います。	しかるべき段階で協議を行います。	同左
16	教育委員会	文化財保護課	文化財	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包(栃ノ木砦遺跡)が所在しております。つきしては埋蔵文化財の取り扱いに、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議してください。また 出願地内は伊吹・比良山力 モシ保護域に該当しますので、カモシカ (特別天然記念物) (特別天然記念物) の生息に影響がないよう十分配慮してください。	周知の埋蔵文化財包蔵地については、しかるべき段階で協議を行います。 また、カモシカの生息についても留意し事業計画の検討を行います。	同左